

北斗市まちづくり計画の変更について

1 現行の北斗市まちづくり計画

現行の『北斗市まちづくり計画』は、旧合併特例法により、合併する市町村が合併前に策定する「合併市町村建設計画」として、上磯町・大野町合併協議会（法定協議会）において作成され、市ではこの計画に基づき、施策や事業を進めてきました。

この計画では、計画期間を合併後10年間（平成18年度～平成27年度）とし、将来指標の見通しや基本目標、主要事業、財政計画などについて定め、また、合併特例債など、北斗市にとって有利な国の財政支援を受けるに当たっては、この計画に基づく事業とされています。

※合併特例債とは

合併市町村建設計画に基づく事業のうち、合併市町村の速やかな確立や均衡ある発展を図るための事業などに充てることのできる地方債（長期の借入金）のこと。事業費に対する充当率は95%。また、後年度に元利償還金の70%が国から普通交付税として措置される。

2 変更の理由

平成24年6月27日に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことにより、北斗市にあっては合併特例債の発行期間について5年間の延長ができるようになりました。

地域全体の発展、市民の福祉向上を図るため、引き続き、合併特例債の財政措置が必要であることから、北斗市まちづくり計画（合併市町村建設計画）を変更しようとするものです。

3 変更の概要

- (1) 計画期間を5年間延長し、平成18年度から平成32年度までに変更します。
- (2) 主要指標の見通しを平成32年度の数値に変更します。
- (3) 基本方針、基本計画については、計画の策定経緯や法律改正の趣旨をふまえつつ、北斗市総合戦略との整合についても留意し、必要最小限の変更を行います。
- (4) 財政計画については、延長期間（平成28年度～平成32年度）を加える変更を行います。